

## ○利用者負担段階と負担限度額について

負担段階	対象者		負担限度額（日額）				
			部屋代	食費			
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方  ・生活保護等を受給されている方	単身 1,000万円以下	多床室	0円	300円		
		夫婦 2,000万円以下	従来型個室	（特養等）		320円	
				（老健・療養等）		490円	
				ユニット型個室的多床室		490円	
				ユニット型個室		820円	
第2段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	単身 650万円以下	多床室	370円	390円 【600円】		
		夫婦 1,650万円以下	従来型個室	（特養等）		420円	
				（老健・療養等）		490円	
						ユニット型個室的多床室	490円
						ユニット型個室	820円
第3段階の①	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以上から120万円以下の方	単身 550万円以下	多床室	370円	650円 【1,000円】		
		夫婦 1,550万円以下	従来型個室	（特養等）		820円	
				（老健・療養等）		1,310円	
						ユニット型個室的多床室	1,310円
						ユニット型個室	1,310円
第3段階の②	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身 500万円以下	多床室	370円	1,360円 【1,300円】		
		夫婦 1,500万円以下	従来型個室	（特養等）		820円	
				（老健・療養等）		1,310円	
						ユニット型個室的多床室	1,310円
						ユニット型個室	1,310円
上記以外の方			負担制限額なし				

※平成30年4月より、「ユニット型準個室」から「ユニット型個室的多床室」へ名称が変わっています。

※【】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。